

○安全運転管理者等講習実施規程

北海道警察本部告示第4号

平成5年1月29日

改正 平成6年5月9日北海道警察本部告示第24号、14年5月31日第94号、18年5月30日第86号、21年3月31日第95号、22年10月29日第375号、令和3年3月30日第178号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）第7条、第43条及び第78条の規定に基づき、安全運転管理者等講習実施規程を次のように定める。

安全運転管理者等講習実施規程

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第2章の規定による安全運転管理者等講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（講習実施基準）

第2条 講習は、別表の安全運転管理者等講習実施基準（以下「講習実施基準」という。）に従い、実施するものとする。

（講習の頻度）

第3条 講習は、毎年1回受けるものとする。

（講習の方法）

第4条 講習方法は、第2条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通教場での集合講習とし、講習指導員及び部外講師が実際的かつ具体的な内容を重点に、講義式、討議式及び視聴覚教材の利用等その対象に応じた多角的な教育手法を採り入れて実施するものとする。
- (2) 使用する教材は、安全運転知識及び安全運転管理に関する教本並びに交通事故に関する統計等の資料とし、北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するものとする。ただし、教本及び資料を補充する資料として交通部長及び方面本部長が作成する資料等を用いることができるものとする。

（講習会場）

第5条 講習会場は、講習効果及び受講者の利便を考慮し、良好な講習環境の確保に配慮して警察署単位、ブロック単位等に設定するものとする。

- 2 前項の講習会場には、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習であることを明示するため、各会場の入口に「安全運転管理者等講習会場〇〇公安委員会」と看板等により表示するものとする。

（講習実施責任者）

第6条 講習の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、各講習会場ごとに講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

- 2 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が効果的かつ適切に行われるようにしなければならない。

(講習の学級編成)

第7条 講習は、受講者の態様に応じた効果的な講習内容とするため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める態様別の学級を編成して行うよう努めるものとする。

- (1) 新任講習 新たに選任された安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を対象とする講習
- (2) 業種別講習 官公署、土木・建設業、卸・小売業、製造業等自動車等の運転に関して、ほぼ共通の条件下にある安全運転管理者等を対象とする講習
- (3) 車種別講習 幼稚園、各種学校等で乗車定員11人以上のいわゆるマイクロバスを使用する事業所等自動車の運転に関してほぼ共通の条件下にある安全運転管理者等を対象とする講習
- (4) 一般講習 前各号に掲げる講習の対象者以外の安全運転管理者等を対象とする講習

(講習計画の承認)

第8条 規則第48条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、受託に係る講習に関し、安全運転管理者等講習実施計画書（別記第1号様式。以下「講習計画書」という。）により、委託契約締結後速やかに、年間の講習計画を策定し、規則第50条の規定による承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、北海道警察本部交通企画課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）及び講習開催地を管轄する警察署長と協議の上、講習を行おうとする月のおおむね1月前までに安全運転管理者等講習実施細目計画書（別記第2号様式）により講習実施計画を策定し、本部主管課長に送付するものとする。
- 3 管理者は、受講者の受講見込み数、講習体制、講習の実施時期の状況等から、第1項に規定する承認を受けた講習計画を変更しようとするときは、講習計画書により速やかに変更の承認を受けなければならない。

(受講者名簿の作成)

第9条 本部主管課長は、安全運転管理者等講習受講対象者名簿（別記第3号様式）を作成し、講習会場の所在地を管轄する警察署長及び管理者に送付するものとする。

(講習の通知)

第10条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第8項に規定する講習の通知は、自動車の使用者に対して、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の9「安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書」により、講習日のおおむね20日前までに行うものとする。

(受講者の確認)

第11条 講習会場を管轄する警察署長は、自署管内の受講者及び他署からの受講者を区分して受講対象者の受講状況を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、第9条に規定する受講者名簿及び規則第9条第1項に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講書（収入証紙ちょう付欄に講習手数料に相当する北海道収入証紙のちょう付されたもの）とを照合して確認するものとする。
- 3 第1項の警察署長は、他署からの受講対象者の受講状況を当該警察署長に連絡するものとする。

(未受講者に対する措置)

第12条 本部主管課長及び警察署長は、再三にわたる受講指導にもかかわらず受講しない者については、当該安全運転管理者等に係る自動車の使用者又は安全運転管理者（以下「自動車の使用者等」という。）に対し、道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）第18条の規定による自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出要求を行うなど所要の措置を執るものとする。

(準安全運転管理者の取扱い)

第13条 警察署長は、法に規定する台数に満たない等の理由により法第74条の3に規定する安全運転管理者等を選任する義務を負わない自動車の使用者が、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるために選任した管理者で、公安委員会に届け出て受理されたものに講習を受講させたい旨を当該使用者から申し出があった場合の受講手続については、安全運転管理者等の受講手続を準用する。

(委託する事務の範囲)

第14条 受託者が行う講習の実施に関する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習指導員及び部外講師の確保
- (2) 講習の実施
- (3) 講習通知書、講習修了証書、受講書等の作成及び講習修了証書の交付
- (4) 講習テキスト等講習用教材及び視聴覚資器材の提供
- (5) 講習会場の借上げ、設営及び表示
- (6) 前各号の事務に付随する事務

(結果報告)

第15条 警察署長は、その月の実施結果を安全運転管理者等講習受講状況報告書（別記第4号様式）により、翌月10日までに交通部長及び当該方面本部長に報告しなければならない。

2 管理者は、その月の講習の実施に関する業務の実施結果を安全運転管理者等講習結果報告書（別記第5号様式）により、翌月10日までに交通部長及び方面本部長に報告しなければならない。

(簿冊の備付け)

第16条 受託者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 安全運転管理者等講習実施計画書
- (2) 講習業務日誌（別記第6号様式）
- (3) 講習指導員名簿（別記第7号様式）
- (4) 安全運転管理者等講習受講者名簿（別記第8号様式）
- (5) その他委託に関する関係書類

2 前項の簿冊を保存すべき期間は、委託事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

(受講の確保)

第17条 交通部長、方面本部長及び警察署長並びに受託者は、次に掲げる事項に配意しながら交通安全団体、報道機関等を通じ、講習実施に関する広報を積極的に行うなどして、

全員受講の確保に努めなければならない。

- (1) 安全運転管理者等未選任事業所には、所定の選任届出の手続を行わせるとともに、本部主管課長及び管理者と連絡を取り、速やかに講習日及び講習会場を指定し、受講させるものとする。
- (2) 講習通知書で指定した講習を受講できない旨の申し出を受理した場合、その理由がやむを得ないと認められるものについては、本部主管課長及び受託者と連絡を取り、近接する他の受講日及び講習会場を指定し、受講させるものとする。
- (3) あらかじめ計画されている講習が修了した後に選任された安全運転管理者等については、別に指定する講習を受講するよう勧奨に努めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成5年1月29日から施行する。
- 2 安全運転管理者等受講対象者名簿の作成は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、次により処理するものとする。
 - (1) 警察署長は、自署管内の講習受講対象者について、第7条に規定する学級編成をするために必要な受講対象者の経験、業種、使用車両等を考慮した安全運転管理者等講習受講対象者名簿を講習日及び講習会場ごとに3部作成し、本部主管課長及び受託者に各1部を送付するものとする。
 - (2) 警察署長は、受講者数及び講習会場又は受講者の都合等により、隣接署その他の講習会場における講習の実施を依頼する場合は、当該関係警察署長及び本部主管課長並びに受託者と協議の上、前号に規定する受講対象者名簿を作成するものとする。
- 3 安全運転管理者等講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第21号）は、廃止する。

附 則（平成6年北海道警察本部告示第24号）

この規程は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成14年北海道警察本部告示第94号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年北海道警察本部告示第86号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成21年北海道警察本部告示第95号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年北海道警察本部告示第375号）

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

附 則〔令和3年北海道警察本部告示第178号〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任

意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

※ 別表、別記様式省略